

介護等体験を行うにあたって

●介護等体験の意義

「高齢化、少子化時代に、**将来を見据えた教員の資質向上の一貫**として、また、長い目で見て日本人の心にやさしさを甦らせることに繋がるものとして、いじめ問題など困難な問題を抱える教育の現場で、これから活躍される方々が、高齢者や障害者に対する**介護等の体験を自らの原体験として持ち**、また、そうした体験を教育の現場に活かしていくことによって、**人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくり**の実現に資することを期待しております。」

<法律の提案理由より>

●介護等体験の目的

を体験を通して理解する。

⇒**教師として、人間として大切な「何か」を、体験を通し自ら発見し、子ども一人ひとりを正しく見ることができる確かな目を獲得する。**

●法律での規定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法） **平成10年4月1日施行**

第1条：義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとするものに、障害者、高齢者等に関する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずる。

↓
特別支援学校2日間 + **社会福祉施設5日間** = **7日間の体験**

●初めての実習

- ・手続き、ガイダンス等の出席は「」で必ず行う。「忘れた」は許されない。
- ・自分は「」という意識を持ち、「」
- ・申請した以上は、「」させ、教職課程をやめたとしても「」を約束します。